10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

清算と経過措置：契約が終わっても、取引は終わらない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　いつ・誰が・何をするのか

1　終了日に、全部が止まるわけではない

取引基本契約の有効期間が満了しました。その日に、走っているものが全部止まるわけではありません。

発注済みで未納の個別契約があります。納品済みで代金が未払いのものがあります。前払いした分の役務が残っています。これらをどうするかは、基本契約が終わったことでは決まりません。

植草＝松嶋編『契約書作成の基礎と実践』は、この場面をこう指摘しています。

> 基本契約が契約期間を満了したとしても，個別契約につき納期や代金の支払日が到来していない場合も生じる。
> この点，契約期間満了時には個別契約についてはなお基本契約が有効なものとして存続することなどの配慮が必要である。（注1）

基本契約が終わると、個別契約の拠り所が争われるおそれがあります。単価も、検収の方法も、支払期日も、瑕疵の扱いも、基本契約に書いてあるからです。

2　この記事が扱う範囲

別稿（終了時に何を戻すか）が扱ったのは、相手方の手元にある物と情報でした。本稿が扱うのは、走り続けている取引と、まだ精算していないお金です。

	別稿（終了時に何を戻すか）	本稿
対象	貸与品・在庫・データ・秘密情報	未履行の個別契約・未払債権・前払金
方向	戻す	走らせ切る、または止めて精算する

存続条項（残存条項）との切り分けは、三の2で扱います。

二　手順

1　終了時点で未履行の個別契約をどうするか

この処理を1条で置いた書式があります。

> （契約終了）
> 第16条　前２条の規定により本契約が終了した場合においても、契約終了の時に存在する個別契約については、なお、本契約は効力を失わない。（注2）

「前２条」が、有効期間の条と中途解約の条を指しています。同じ書式では、第14条が1年の有効期間と2か月前の申出による自動更新を、第15条が3か月前の予告による中途解約を定めています（注3）。

期間満了と中途解約の両方を受けている点が要点です。どちらで終わっても、走っている個別契約は基本契約のルールで完結します。

解除の場合は扱いが違います。同じ書式の第12条は、相手方に一定の事由が生じたときは催告等を要せず本契約及び個別契約を解除できるとしています（注4）。信用が失われて終わるときは、個別契約も一緒に切るという設計です。

終わり方	個別契約
期間満了	完結まで基本契約が効力を持つ（注2）
中途解約	同上（注2）
解除	個別契約も一緒に解除（注4）

2　未払債権・前払金の清算

未払債権は、上の1で自動的に片づきます。基本契約が個別契約について効力を失わないなら、支払期日も遅延損害金の利率も生きているからです。同じ書式の第13条が遅延損害金の利率を定めています（注5）。

片づかないのは、対価と役務がまだ釣り合っていない場合です。前払いした分の役務が残っている、あるいは役務を提供したのに支払いを受けていない。役務の契約が委任・準委任であれば、ここで働くのが民法648条3項です（請負なら634条）。

民法改正では、委任が解除された場合など、履行割合型の委任が履行の中途で終了しても履行自体は可能であることをふまえ、委任が履行の中途で終了したときにも、受任者はすでにした履行の割合に応じて報酬を請求できることとされました（民法648条3項2号）（注6）。

条項がなくても、割合で精算される仕組みが用意されています。ただし、滝『契約類型別 債権法改正に伴う契約書レビューの実務』は、そこで止まらないよう促しています。

> 一方で、任意規定の内容を変更しない場合であっても、現に履行が途中で不能になり、または終了したときには、現行民法下と同様、「履行の割合」に応じた報酬の金額を定めて最終的な支払いに至ることが実務的には容易でないことがあり得るため、具体的な金額やその算定式、支払方法等を契約書の文言に落とし込み、明確化することで、リスクの低下につながることが多いと思われる。（注7）

「履行の割合」が争いになる、ということです。改正後の条項例としては、割合を段階で決めておく形があります。

> 3　第1項にかかわらず、本業務の履行をすることができなくなったとき又は本業務の履行が中途で終了したときには、受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じた額の委託料の請求をすることができる。ただし、委託者の責めに帰すべき事由によって本業務の履行をすることができなくなったときには、受託者は、委託者に対し、第1項に定める委託料を請求することができる。
> (1)　既に○○までの履行が完了している場合　○割
> (2)　既に○○までの履行が完了している場合　○割
> (3)　既に○○までの履行が完了している場合　○割（注8）

どこまで進んだら何割か、を先に決めています。人月単位で報酬を規定している場合などには、その報酬基準に従い、履行期間分の報酬を請求できる旨を定めることも考えられます（注8）。

この条項は前払金にも効きます。割合が決まれば、既に払った額との差額が出るからです。**解除で終わるなら民法545条1項の原状回復義務が働きますが、期間満了では働きません。**別稿（終了時に何を戻すか）の一で見たとおりです。前払金のうち、履行の割合に応じた報酬（民法648条3項）を超える部分は不当利得として返還を求めることになりますが（民法703条）、割合の算定で争いになるので、条項で決めておきます。

走らせ切らないと決める場合も、条項が要ります。書式集の第11条は、相手方に一定の事由が生じたときに製品の出荷を停止することができるとしています。その趣旨は、改正民法536条1項が定める履行拒絶権とは別に、売主が供給を停止できる場合を明確にすることにあります（注9）。

3　経過措置：終了後も走り続けるもの

取引が終わっても、後始末が続くものがあります。『契約書作成の基礎と実践』は、部品の供給を例に挙げています。

> 長期間の継続的契約が終了することになると，部品等の取引についても終了し，卸売業者等にとっては顧客に対するサービス等に支障が出かねない。
> このような場合に備え，部品や付属品等，一定の範囲についてはなお契約が存続する旨の規定を設けることを考えるべきである。（注10）

取引そのものは終わるが、一部だけ続ける、という形です。二の1の「走っている個別契約を完結させる」とは別で、終了後に新しく発注できる範囲を残すものになります。

もう一つ、登録や届出の抹消があります。ライセンス契約の書式は、独占的ライセンスが特許庁や当局に登録されている場合に、速やかに当該登録の抹消に必要な手続・書類作成等を行うと定めています（注11）。

契約が終わっても、外形が残っていることがあります。登記・登録・許認可・共同申請の名義などが、これに当たります。

これらをまとめて1条にする書き方もあります。業務委託契約（準委任型）の書式は、次の形です。

> 第14条（契約終了後の処理）　乙は、本契約が終了したときは、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する資料及び物品等を返却又は、破棄するものとする。なお、その際の費用は、乙の負担とする。（注12）

「甲の指示に基づき」で、返却と破棄の選択を委託者に委ねています。別稿（終了時に何を戻すか）で見た形と同じです。

三　つまずきやすいところ

1 「終了」と「効力の消滅」がずれる

二で見たものを並べると、契約の終了日を過ぎても基本契約の条項が働いていることが分かります。

何が	いつまで
走っている個別契約	完結するまで（注2）
部品の供給	定めた期間（注10）
秘密保持	存続条項が定める期間（注13）
損害賠償・管轄	存続条項が定める期間（注13）

「本契約は終了した」と言えても、条項の効力がいつ消えるかは別に決まります。この2つを混同すると、終了

通知を出した後で「まだ発注できるはずだ」「もう受けない」という争いになります。

2　存続条項との切り分け

存続条項（残存条項）と、本稿が扱う清算・経過措置は、別のものです。『契約書作成の実務と書式』は、存続条項をこう説明しています。

> 契約書記載の条項は原則として契約終了後には効力を持たないが、契約の終了後にも適用する必要がある場面が想定される条項がある場合、契約終了後もその効力を存続させる条項（残存条項）を設けることがある。（注13）

残存条項の対象は、主に秘密保持に関する条項、知的財産権の取扱いに関する条項、契約不適合責任の範囲に関する条項、競業避止義務に関する条項等です。このほか、契約終了後に紛争が発生する場合に備えて、損害賠償・準拠法・管轄裁判所に関する条項の効力も存続させることが多くなります（注13）。

並べると、性格が違います。

	存続条項	清算・経過措置
何を残すか	条項の効力	取引そのもの
期間	期限を付けないか、条項ごとに年数で限る（注13）	完結するまで（注2）／定めた範囲（注10）
典型	秘密保持・損害賠償・管轄	未履行の個別契約・部品供給
書く場所	存続条項の1か条	契約終了の条・出荷停止の条

存続条項に「個別契約」を並べても、うまく働きません。存続条項は条項の効力を残すもので、走っている取引を完結させるには、二の1のように基本契約全体を個別契約に及ぼす書き方が要るからです。

どの条項を残すかは別稿（どの条項を残すか）が扱います。

3　自動更新を止めたつもりが、止まらない

清算に入る前に、そもそも終わっているかという問題があります。自動更新が重ねられてきた場合や、長期間の継続が期待されている場合には、更新拒絶の通知をしても、信義則の解釈により通知者の意向に反して契約が継続することになりかねません（注14）。

有効期間ごとに契約の継続を厳密に検討・判断することを望むなら、自動更新の規定を設けずに再交渉をする旨定めたり、更新をしないことに理由を要しないことを明記したりして、有効期間に強い意義をもたせるような規定にすることを検討すべきです（注14）。

終わらなければ、清算も始まりません。継続的契約の解除制限は別稿（継続的契約の解除制限と信頼関係破壊の法理）が扱います。

四　仕組みにする

契約を作る段階で、次の順に決めます。

決めること	書く場所	出どころ
終了しても走っている個別契約は完結させるか	契約終了の条	（注2）
期間満了・中途解約・解除で扱いを変えるか	同上／解除の条	（注2）（注4）
終了後も一部の取引を続けるか（部品等）	経過措置の条	（注10）
中途終了時の対価をどう精算するか	委託料の条	（注8）
登録・届出の抹消を誰がするか	経過措置の条	（注11）
どの条項を残し、期間を限るか	存続条項	（注13）

4行目が、いちばん抜けやすいところです。委任・準委任であれば二の2のとおり民法648条3項が受け皿になりますが、割合の決め方までは決めてくれません。

五　まとめ

場面	条項がないとどうなるか
期間満了時に未納の個別契約	単価も検収も支払期日も拠り所が争われうる
終了後の部品供給	新規の発注ができない
中途終了時の対価	委任・準委任なら民法648条3項で割合精算になるが、割合で争う（注7）
登録・許認可	名義が残り続ける
自動更新	終わらないことがある（注14）

契約が終わっても、取引はしばらく走ります。その走行距離を決めておくのが、この記事で扱った条項です。

終了時に何を戻すかは別稿（終了時に何を戻すか）が、どの条項を残すかは別稿（どの条項を残すか）が扱います。契約終了後の管理そのものは、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）植草宏一＝松嶋隆弘編『契約書作成の基礎と実践～紛争予防のために』（青林書院、2012）85頁
（注2）犬塚浩監修・永滋康編集代表・第二東京弁護士会五月会編『民法改正対応 契約書式の実務 上』（創耕舎、2019）244頁の書式例第16条

（注3）前掲注2・244頁の書式例第14条・第15条

（注4）前掲注2・244頁の書式例第12条

（注5）前掲注2・244頁の書式例第13条

（注6）滝琢磨『契約類型別 債権法改正に伴う契約書レビューの実務』（商事法務、2019）284頁

（注7）前掲注6・286頁

（注8）前掲注6・286頁の改正後のサンプル契約書6条3項および同頁

（注9）前掲注2・244頁の書式例第11条および同条の注6

（注10）前掲注1・85頁

（注11）田中宏岳ほか『テーマ別 ヘルスケア事業の法律実務』（中央経済社、2023）193頁の【契約終了時の対応】2項

（注12）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）211頁の業務委託契約書（準委任型）サンプル第14条

（注13）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）642頁

（注14）前掲注1・84〜85頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/seisan-to-keika-sochi/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「清算と経過措置：契約が終わっても、取引は終わらない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。